

# 行政トピックス

原則、市内のかかりつけ医療機関での接種となります。ご確認ください。ただし、市外の医療機関で基礎疾患等を治療中の方や、市外に入院・入所の方は市外での接種が

## 接種場所

■問合せ 健康課健康促進係  
TEL 72-7176

■問合せ

健康課健康促進係

市では、新型コロナウイルスワクチンの市民接種に向けて準備を行っています。施設の職員へと続きます。4月以降に65歳以上の高齢者への接種が始まる予定です。さらに、65歳未満で呼吸器や心臓、腎臓などに持病のある方、体格指数(BMI)が30以上ある肥満の方、高齢者以外の方への接種は、ワクチン供給量や地域の事情に応じて時期が決まります。臨床試験(治験)で安全性や有効性が確認された16歳以上の方が対象です。

## ワクチン接種の日程

**新型コロナウイルスワクチン市民接種**  
**3月下旬から接種券を送付します**

## 新型コロナウイルス感染症

■問合せ 健康課健康促進係  
TEL 72-7176  
■問合せ お知らせ版・ホームページ等でお知らせします。

■問合せ 健康課健康促進係  
TEL 72-7176  
■問合せ お知らせ版・ホームページ等でお知らせします。

## 事業者向け

## 国・県の新型コロナウイルス関連支援策

問 水産商工課商工振興係 TEL 76-1667

### 国の支援策

#### 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金【3月初旬申請受付開始予定】

緊急事態宣言の再発令に伴い飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受け、令和3年1月から3月のいずれか1ヶ月(対象月)の売上高が前年または前々年同月と比べて50%以上減少した事業者に支援金を給付

- 給付額=「前年または前々年の対象期間(1月~3月)の合計売上」-「2021年の対象月の売上×3ヶ月」
- 上限額=中小法人等60万円、個人事業者等30万円

※「飲食店時短営業または外出自粛等の影響」とは、緊急事態宣言の再発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことを指します。

※影響を示す証拠書類の保存が必要です。

※給付要件等は変更になる可能性があります。

■問合せ 一時支援金事務局相談窓口  
TEL 0120-211-240(8:30~19:00 土日祝日含む)

#### 事業再構築補助金【3月公募開始予定】

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編またはこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援

①申請前の直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合

計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等

- ②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等
- ③補助事業終了後3~5年で付加価値額または従業員一人当たり付加価値額の一定以上増加の達成

● 補助額(通常枠)=100万円~6,000万円(補助率2/3)

※詳しくは経済産業省のホームページをご確認ください。

### 県の支援策

#### 鹿児島県事業継続緊急支援金【申請期限: 3月31日(水) 当日消印有効】

新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、令和2年12月から令和3年2月のいずれか1ヶ月の事業収入が前年または前々年同月と比べて大きく減少した事業者の事業継続を図るために、事業全般に広く使える支援金を給付

対象業種	支援金の額
飲食店、飲食店の直接取引先、タクシー、運輸代行、宿泊業、旅行業、貸切バス、レンタカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収入70%以上減少 ▶上限30万円</li> <li>・事業収入50%以上減少 ▶上限20万円</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収入70%以上減少 ▶上限20万円</li> </ul>

※給付額は、上限額を超えない範囲で、前年の年間事業収入から、対象月の事業収入×12を差し引いた額

■問合せ 時短要請コールセンターかごしま  
TEL 099-248-8442(9:00~18:00 土日祝日含む)

令和3年度

交通弱者に対する

**タクシー運賃の助成**

の申請(利用)が始まります。

4月1日~

交通弱者に対する移動手段の確保策として、タクシー利用に係る運賃の一部助成を令和3年度も実施します。

### 助成対象者

本市に住民登録があり、自動車等運転免許証をお持ちでない方で、次の条件のいずれかに該当する方が対象となります。

(1) 75歳以上の方(本年4月1日以降に75歳に

なる方は、誕生日月から申請ができます)

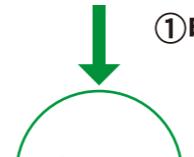
(2) 次の①~⑦のいずれかの該当する方

- ①身体障害者
- ②知的障害者
- ③精神障害者
- ④要介護認定者
- ⑤介護予防・日常生活支援総合事業対象者
- ⑥難病患者
- ⑦小児慢性特定疾病患者

### 申請の流れ



上記の助成対象者に該当する方または代理の方が申請を行ってください。



市役所の福祉課(高齢者介護保険係・障害福祉係)が窓口です。



タクシー料金を一部助成する利用券をその場で発行します。その日から利用できます。

**※申請は4月1日(木)から  
福祉課窓口で受付を開始します。**

### 申請時に持参するもの

- ・助成対象者の印鑑(認印)
- ・代理申請の時は、代理の方の身分証明書と印鑑
- ・左の(1)に該当する方は、助成対象者の健康保険証または介護保険証
- ・左の(2)の①~⑦に該当する方は、障害者手帳や介護保険証等証明するもの

### 利用券の発行・使用

- ・本年度は、登録者1人当たり利用券(1枚300円)を24枚交付します。
- ・利用券の使用については、タクシー運賃(乗車)1回につきタクシー料金の範囲内で5枚まで使えますので、残りの差額を乗務員にお支払いください。
- ・お友達同士で一緒に利用することもできます。

### 注意点

- ・利用券の再発行はできません。
- ・登録者本人以外の方が利用することはできません。
- ・追加の発券はできません。
- ・利用期限は令和4年3月31日までです。
- ・令和2年度分の利用券は、4月1日以降使用できませんので、ご注意ください。

### 問合せ

不明な点は、下記へお尋ねください。

福祉課高齢者介護保険係

TEL 72-1111(内線132)

福祉課障害福祉係 TEL 72-1111(内線471)

